

# 奈良市公報

第97号

令和5年6月1日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 規 則

| 月 | 日  | 番号 | 件名             | 主管    |
|---|----|----|----------------|-------|
| 5 | 8  | 37 | 奈良市公報号外第19号に掲載 | 国保年金課 |
| 5 | 8  | 38 | 奈良市公報号外第19号に掲載 | 人事課   |
| 5 | 15 | 39 | 奈良市公報号外第19号に掲載 | 資産管理課 |

### 告 示

| 月 | 日  | 番号  | 件名                             | 主管    |
|---|----|-----|--------------------------------|-------|
| 5 | 1  | 233 | 奈良市営住宅等空家入居者の募集                | 住宅課   |
| 5 | 1  | 234 | 令和5年奈良市告示第158号（予防接種の実施）の一部改正   | 健康増進課 |
| 5 | 1  | 235 | 徴収事務の委託                        | 観光戦略課 |
| 5 | 8  | 236 | 放置自転車等の保管                      | 環境政策課 |
| 5 | 9  | 237 | 建築基準法の規定による特例許可についての公開による意見の聴取 | 建築指導課 |
| 5 | 9  | 238 | 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業所の指定      | 介護福祉課 |
| 5 | 9  | 239 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業所等の指定     | 介護福祉課 |
| 5 | 9  | 240 | 差押調書の公示送達                      | 滞納整理課 |
| 5 | 12 | 241 | 住居番号の設定                        | 市民課   |
| 5 | 15 | 242 | 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定           | 保護課   |
| 5 | 15 | 243 | 令和5年奈良市告示第158号（予防接種の実施）の一部改正   | 健康増進課 |

### 公 営 企 業

| 月 | 日  | 番号 | 件名                   | 主管      |
|---|----|----|----------------------|---------|
| 5 | 1  | 14 | 奈良市公報号外第19号に掲載       | 企業総務課   |
| 5 | 1  | 25 | 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定 | 共同事務推進課 |
| 5 | 8  | 26 | 公共下水道の供用及び下水の処理の開始   | 下水道事業課  |
| 5 | 8  | 27 | 下水道事業受益者負担金の賦課対象区域   | 下水道事業課  |
| 5 | 15 | 28 | 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止 | 共同事務推進課 |

### 農 業 委 員 会

令和5年6月1日

(木曜日)

奈良市公報

第97号

| 月 | 日 | 番号 | 件名         |
|---|---|----|------------|
| 5 | 8 | 6  | 農業委員会総会の招集 |

告

示

奈良市告示第 233 号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集する。

令和 5 年 5 月 1 日

奈良市長 仲川 元庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和 5 年 5 月 1 日 (月) から令和 5 年 5 月 15 日 (月) までの間、住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和 5 年 5 月 1 日 (月) から令和 5 年 5 月 15 日 (月) まで

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送 (必着) 又は住宅課窓口へ持参する。

イ 申込みは 1 世帯 1 通に限る。1 世帯が 2 通以上又は重複若しくは随時空家募集と同時に申込みをした場合は無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア) から (カ) までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から 3 箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。) があること。単身者の申込みは、次の a から j までのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60 歳以上の者

b 身体障がいのある者 (障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 15 号) 別表第 5 号の 1 級から 4 級まで)

c 精神障がいのある者 (障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 (昭和 25 年政令第 155 号) 第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級まで)

d 知的障がいのある者 (障がいの程度が c に相当)

e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法 (大正 12 年法律第 48 号) に規定する特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の者

f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者

h 海外からの引揚者で引き揚げた日から 5 年を経過していない者

i ハンセン病療養所入所者等

j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) の規定による一時保護、婦人保護施設における保護、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者、裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない者、婦人相談所等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書 (配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して DV 被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。) が発行されている者

(イ) 奈良市営住宅条例 (昭和 61 年奈良市条例第 14 号) に定められた収入基準 (基準月収額) 以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法（昭和26年法律第193号）や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。）

イ コミュニティ住宅 一般向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ア)から(オ)までの条件を満たすこと。

ウ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

エ コミュニティ住宅 子育て世帯向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(オ)までの条件を満たすこと。

オ 市営住宅 多子世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 18歳未満の児童が3人以上いる世帯に属する者であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

### 3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書（提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、基準日（令和5年1月1日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。

基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現在住民登録をしている市区町村で発行される

最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記aのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

令和4年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）

最近事業を始めた者については上記aのほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。）

ク 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神科の医師等からの診断書等の写し（該当者のみ）

身体障害者、戦傷病者、重度若しくは中度の知的障害者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者であることを証明する書類が必要である。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から3箇月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ パートナーシップ宣誓書受領証等（該当者のみ）

奈良市パートナーシップ宣誓制度に登録している者は、パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードを提示し、パートナーシップ宣誓登録簿の状況照会に関する同意書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3箇月分。駐

車場使用申込者のみ)、入居月の家賃及び共益費 (該当する住宅のみ) 並びに駐車場使用料 (駐車場使用申込者のみ) を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和 5 年 5 月 1 日 揭示済)

**奈良市告示第 234 号**

令和 5 年奈良市告示第 158 号 (予防接種の実施) の一部を次のように改正する。

令和 5 年 5 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙 2 の表中

|         |           |         |
|---------|-----------|---------|
| 矢追医院    | 高畑町 1112  | 22-2225 |
| やぐら歯科内科 | 朱雀三丁目 3-6 | 71-3305 |

を

|      |          |         |
|------|----------|---------|
| 矢追医院 | 高畑町 1112 | 22-2225 |
|------|----------|---------|

」に改める。

(令和 5 年 5 月 1 日 揭示済)

**奈良市告示 235 号**

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり徴収事務を委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 5 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 徴収事務を委託する者の住所及び氏名

奈良市柳生町 155 番地の 1

柳生観光協会

会長 三浦 孝造

2 委託する事務の範囲

旧柳生藩家老屋敷使用料

柳生観光駐車場使用料

3 委託する期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(令和 5 年 5 月 1 日 揭示済)

**奈良市告示第 236 号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和 59 年奈良市条例第 23 号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 5 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 5 年 4 月 26 日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所  
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の1）
- 5 引取期間  
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- 7 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。  
ア 移動費 自転車 2,000 円  
原動機付自転車 4,000 円  
イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和5年5月8日揭示済)

**奈良市告示第 237 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 15 項の規定により同条第 1 項ただし書の規定による特例許可についての公開による意見の聴取を行いますので、同条第 17 項の規定により次のとおり告示します。

令和5年5月9日

奈良市長 仲川 元庸

|      |       |  |
|------|-------|--|
| 期    | 日     | 令和5年5月23日（火曜日）午後6時から   |
| 場    | 所     | 奈良市右京三丁目 18 番<br>奈良市右京地域ふれあい会館 集会室   |
| 申請内容 | 申請の要旨 | 第一種低層住居専用地域内における学校から体育館への用途変更に伴う用途規制に関する特例許可について   |
|      | 申請者   | 奈良市長 仲川 元庸   |
|      | 申請場所  | 奈良市右京四丁目 11 番 1 及び 11 番 6 の各一部   |
|      | 建築物概要 | 敷地面積 3,456.68 m <sup>2</sup><br>建築面積 1,117.42 m <sup>2</sup><br>延べ面積 1,044.26 m <sup>2</sup><br>階数 2 階 |

- 1 この許可にご意見等のある方はご出席ください。
- 2 この公開による意見の聴取の詳細なことについては、奈良市市民部スポーツ振興課までお問い合わせください。電話:0742-34-4862（直通）

(令和5年5月9日揭示済)

**奈良市告示第 238 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業所を指定したので、同法第 85 条第 1 号の規定により公示する。

令和5年5月9日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定年月日 令和5年5月1日

| 事業所番号      | サービスの種類 | 事業者     |         | 事業所      |          |
|------------|---------|---------|---------|----------|----------|
|            |         | 名称      | 住所      | 名称       | 住所       |
| 2970190407 | 居宅介護支   | 医療法人悠明会 | 奈良県大和郡山 | ウェル西奈良ケア | 奈良県奈良市二名 |

|            |        |           |                    |             |                 |
|------------|--------|-----------|--------------------|-------------|-----------------|
|            | 援      |           | 市田中町728番地          | プランセンター     | 平野二丁目 2148-2    |
| 2970190431 | 居宅介護支援 | 有限会社おいていか | 奈良県桜井市大字大福233番地の16 | 居宅介護支援事業所日々 | 奈良県奈良市古市町 494-1 |

(令和 5 年 5 月 9 日 掲 示 済)

**奈良市告示第 239 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項及び第 53 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所を指定したので、同法第 78 条第 1 号及び第 115 条の 10 第 1 号の規定により公示する。

令和 5 年 5 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 5 年 5 月 1 日

| 事業所番号      | サービスの種類     | 事業者             |                          | 事業所           |                              |
|------------|-------------|-----------------|--------------------------|---------------|------------------------------|
|            |             | 名称              | 住所                       | 名称            | 住所                           |
| 2970190456 | 訪問介護        | 有限会社おいていか       | 奈良県桜井市大字大福233番地の16       | 訪問介護ステーションラシク | 奈良県奈良市古市町 494-1              |
| 2970190399 | 訪問介護        | 合同会社イズプロジェクト    | 京都府木津川市州見台四丁目 19 番地 2    | 福祉事業所ラベンダー    | 奈良県奈良市神功四丁目 1 番地 8 ループ神功 302 |
| 2970190415 | 訪問介護        | 西蓮株式会社          | 奈良県奈良市佐紀町 2164 番地宗教法人西蓮寺 | 西蓮株式会社        | 奈良県奈良市佐紀町 2164 番地宗教法人西蓮寺     |
| 2970190464 | 訪問介護        | 社会福祉法人うねび会      | 奈良県橿原市北越智町 322 番地        | ぼれぼれケアセンター青山  | 奈良県奈良市青山四丁目 3-3              |
| 2970190464 | 通所介護        | 社会福祉法人うねび会      | 奈良県橿原市北越智町 322 番地        | ぼれぼれケアセンター青山  | 奈良県奈良市青山四丁目 3-3              |
| 2970190449 | 通所介護        | 合同会社 M-STYLE    | 奈良県奈良市古市町 295 番地 1       | デイサービスセンターぴいの | 奈良県奈良市古市町 295 番地 1           |
| 2960199202 | (介護予防) 訪問看護 | 社会福祉法人大和高原育成福祉会 | 奈良県奈良市都祁友田町 515 番地の 1    | 訪問看護ステーションもも  | 奈良県奈良市都祁友田町 515 番地の 1        |

(令和 5 年 5 月 9 日 掲 示 済)

**奈良市告示第 240 号**

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 5 年 5 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(令和5年5月9日揭示済)

**奈良市告示第241号**

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年5月12日

奈良市長 仲川元庸

| 住居番号をつけた建造物の表示  |               |
|-----------------|---------------|
| 富雄北一丁目15番3-5号   | 五条町4番19-2号    |
| 富雄北一丁目15番3-6号   | 東登美ヶ丘一丁目8番4号  |
| 北登美ヶ丘四丁目4番14号   | 富雄泉ヶ丘15番1号    |
| 三碓六丁目11番45号     | 三条桧町13番7-3号   |
| 学園緑ヶ丘一丁目6番6号    | 尼辻南町3番43号     |
| 学園緑ヶ丘一丁目6番5号    | あやめ池南二丁目4番34号 |
| 菅原東一丁目20番27-室番号 | 平松五丁目4番18号    |
| 五条町4番10号        | 学園朝日町11番9-2号  |
| 四条大路一丁目5番74号    |               |
| 西大寺宝ヶ丘7番24号     |               |
| 西大寺国見町二丁目6番4号   |               |
| 帝塚山南三丁目9番27号    |               |
| 帝塚山二丁目13番11号    |               |
| 芝辻町二丁目11番24号    |               |
| 芝辻町二丁目11番25号    |               |
| 西登美ヶ丘一丁目22番2-2号 |               |
| 学園緑ヶ丘二丁目5番38号   |               |
| 学園緑ヶ丘二丁目5番35号   |               |
| 学園南三丁目4番20号     |               |

(令和5年5月12日揭示済)

**奈良市告示第242号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年5月15日

奈良市長 仲川元庸

| 指定介護機関           |                                  | 施設又は実施する事業の種類        | 指定年月日        |
|------------------|----------------------------------|----------------------|--------------|
| 名称               | 所在地                              |                      |              |
| 開設者              |                                  | 居宅介護支援事業（介護計画作成）     | 令和5年<br>4月1日 |
| 名称               | 主たる事務所の所在地                       |                      |              |
| ケアプランセンター<br>優日  | 奈良県奈良市肘塚町149番地の<br>26            | 居宅介護支援事業（介護計画作成）     | 令和5年<br>4月1日 |
| 株式会社優日           | 奈良県奈良市肘塚町149番地の<br>26            |                      |              |
| 訪問看護ステーション<br>あん | 奈良県奈良市西大寺北町二丁目<br>1-16 三芳ビル210号室 | 居宅 訪問看護<br>介護予防 訪問看護 | 令和5年<br>4月1日 |
| 合同会社 anne        | 奈良県奈良市西大寺北町二丁目<br>1-16 三芳ビル210号室 |                      |              |
| 訪問看護ステーション       | 奈良県奈良市八条五丁目437番                  |                      |              |

|                     |                                     |                                       |              |
|---------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|--------------|
| ンなら八条               | 10                                  | 居宅 訪問看護                               | 令和5年<br>4月1日 |
| 医療法人宝山会             | 大阪府岸和田市土生町五丁目 11 番 16 号             | 介護予防 訪問看護                             |              |
| 訪問看護ステーションアスモ       | 奈良県奈良市富雄元町四丁目 8-14 ハイツあづま 106 号     | 居宅 訪問看護                               | 令和5年<br>4月1日 |
| 株式会社ツリーホーム          | 奈良県奈良市押熊町 656 番地の 7                 | 介護予防 訪問看護                             |              |
| デイサービスアルモニー         | 奈良県奈良市朱雀一丁目 2-26                    | 居宅 通所介護                               | 令和5年<br>4月1日 |
| 株式会社ケーエーエム          | 奈良県奈良市朱雀六丁目 6 番地の 7                 |                                       |              |
| 訪問介護ステーションイエローラヴィット | 奈良県奈良市大森町 24 番地 1 メゾンアンテルナ奈良 512 号室 | 居宅 訪問介護                               | 令和5年<br>4月1日 |
| 合同会社M-STYLE         | 奈良県奈良市古市町 295 番地 1                  |                                       |              |
| ケアステーション寧々          | 奈良県奈良市青山八丁目 268 番地                  | 居宅 訪問介護                               | 令和5年<br>4月1日 |
| 有限会社寧々              | 奈良県奈良市青山八丁目 268 番地                  |                                       |              |
| ヘルパーステーションエール       | 奈良県奈良市富雄北一丁目 7 番地 10                | 居宅 訪問介護                               | 令和5年<br>4月1日 |
| 株式会社 3's peace      | 埼玉県坂戸市南町 6 番 1 号                    |                                       |              |
| ケアステーション和           | 奈良県奈良市法蓮町 471 番地の 1                 | 居宅 訪問介護                               | 令和5年<br>4月1日 |
| 株式会社 R&M            | 奈良県奈良市法蓮町 471 番地の 1                 |                                       |              |
| グループホームきたまちテラス      | 奈良県奈良市西大寺北町四丁目 3 番 3 号              | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防 認知症対応型共同生活<br>介護 | 令和5年<br>4月1日 |
| 社会福祉法人秋篠茜会          | 奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目 7 番 1-2 号           |                                       |              |
| グループホームあじさい園宝       | 奈良県奈良市南肘塚町 99 番 1                   | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防 認知症対応型共同生活<br>介護 | 令和5年<br>4月1日 |
| 社会福祉法人晃宝会           | 奈良県奈良市茗荷町 808 番地 1                  |                                       |              |
| 西の京介護医療院 やすらぎ       | 奈良県奈良市六条町 99 番地の 2                  | 介護医療院                                 | 令和5年<br>4月1日 |
| 医療法人康仁会             | 奈良県奈良市六条町 102 番地の 1                 |                                       |              |

(令和5年5月15日掲示済)

**奈良市告示第 243 号**

令和5年奈良市告示第 158 号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。  
令和5年5月15日

奈良市長 仲川 元 庸

別紙1の表中

|            |            |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 奈良市立月ヶ瀬診療所 | 月ヶ瀬尾山 2790 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
|------------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

を  
 「

|                |            |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|----------------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 奈良市立月ヶ瀬<br>診療所 | 月ヶ瀬尾山 2790 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
|----------------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

」  
 に改める。

(令和 5 年 5 月 15 日 掲 示 済)

### 公 営 企 業

#### 奈良市企業局告示第 25 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 5 年 5 月 1 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

| 名 称         | 代表者氏名       | 所 在 地         | 指 定 日           |
|-------------|-------------|---------------|-----------------|
| 株式会社 坂内造園土木 | 代表取締役 坂内 隆太 | 奈良市窪之庄町 137-1 | 令和 5 年 4 月 18 日 |

(令和 5 年 5 月 1 日 掲 示 済)

#### 奈良市企業局告示第 26 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 5 年 5 月 8 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 8 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 5 年 5 月 22 日

| 下水を排除及び下水を処理すべき区域    | 排水施設<br>の位置 | 排水施設の合流式<br>又は分流式の別 | 終末処理場の位置及び名称                |
|----------------------|-------------|---------------------|-----------------------------|
| 宝来町 1137-1 他         | ①           | 分流                  | 大和郡山市額田部南町 160<br>奈良県浄化センター |
| 秋篠町 529-11           | ②           | 分流                  |                             |
| 六条一丁目 527-1 の一部      | ③           | 分流                  |                             |
| 大和田町 601-3           | ④           | 分流                  |                             |
| 西大寺竜王町二丁目 1496-1 の一部 | ⑤           | 分流                  |                             |
| 佐紀町 2262-1 他         | ⑥           | 分流                  |                             |
| 西千代ヶ丘三丁目 2128-2      | ⑦           | 分流                  |                             |
| 押熊町 633-1 他          | ⑧           | 分流                  |                             |
| 若葉台四丁目 272-3         | ⑨           | 分流                  |                             |

位置図省略

(令和 5 年 5 月 8 日 掲 示 済)

#### 奈良市企業局告示第 27 号

奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 45 年奈良市条例第 16 号）第 5 条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり告示する。

なお、関係図書は令和 5 年 5 月 8 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 8 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

賦課対象区域（第 2 負担区）

秋篠町の一部

(令和 5 年 5 月 8 日揭示済)

**奈良市企業局告示第 28 号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 7 条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 5 年 5 月 15 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

| 名 称         | 代表者氏名 | 所 在 地                           | 届 出 日           |
|-------------|-------|---------------------------------|-----------------|
| 近畿プランニング    | 山口 郭貴 | 天理市佐保庄町 344 番地                  | 令和 5 年 5 月 11 日 |
| 水道レスキューセンター | 笹木 直樹 | 大阪市都島区高倉町 1-11-19 樋口<br>ハイツ 301 | 令和 5 年 5 月 11 日 |

(令和 5 年 5 月 15 日揭示済)

**農 業 委 員 会**

**奈良市農業委員会告示第 6 号**

奈良市農業委員会令和 5 年 5 月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和 32 年奈良市農業委員会告示第 3 号）第 2 条第 1 項の規定により告示します。

令和 5 年 5 月 8 日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和 5 年 5 月 15 日（月） 午後 1 時 30 分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号  
奈良市役所北棟 2 階 202 会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条、第 4 条及び第 5 条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
- (3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について
- (4) 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の要件確認について
- (5) 農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について
- (6) 水田利用転換届出について
- (7) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (8) 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 13 条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (9) 生産緑地法第 13 条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (10) 知事許可について

(令和 5 年 5 月 8 日揭示済)